

岸和田市固定資産鑑定評価員募集要領

岸和田市では、令和9年度の固定資産(土地)の評価替えに係る標準宅地の鑑定評価を行う者(以下、「固定資産鑑定評価員」という。)を次のとおり募集します。

第1 固定資産鑑定評価員の職務

固定資産鑑定評価員の職務は次のとおりとします。

- 1 本市が別途指定する標準宅地について、令和8年1月1日を価格時点とした不動産鑑定評価(以下、「鑑定評価」という。)を行い、別途定める様式(以下、「鑑定評価書等」という。)により提出すること。また、これに関し必要な点検等を行うこと。
- 2 固定資産鑑定評価員会議等に参加し、鑑定評価に関する検討及び情報交換を行うこと。
- 3 鑑定評価を行った標準宅地に関して、審査申出及び訴訟が提起された場合、審理における答弁をはじめ、鑑定評価内容について説明を行うこと。
- 4 その他本市が鑑定評価の実施に関して必要と認めたこと。

第2 応募要件

固定資産鑑定評価員を希望する者は、令和7年6月16日時点で、次に掲げるすべての要件を満たしていなければ、応募することができません。

- 1 不動産の鑑定評価に関する法律(昭和38年法律第152号 以下「法」という。)第15条に規定する不動産鑑定士、又は平成16年6月2日付 法第66号附則第2条で経過措置を受けている不動産鑑定士補として3年以上登録を受けていること。
- 2 法第40条又は第41条に規定する懲戒処分又は監督処分を受けたことのない者(懲戒処分又は監督処分を受けた者で、期間の定めのある場合には当該期間の満了の日の翌日から、また期間の定めのない場合には処分を受けた日の翌日から、各々3年以上経過した者を含む。)であること。
- 3 岸和田市の土地の価格事情に精通した者であること。
- 4 標準宅地の時点修正を別途行う場合、時点修正を行う固定資産鑑定評価員に選定された時は、それを受諾できる者であること。

第3 応募手続

第2に定める応募要件のすべてを充足する者が、固定資産鑑定評価員を希望する場合には、以下に従い手続を行うこと。

- 1 岸和田市固定資産鑑定評価員申込書の提出
必要事項を記載した岸和田市固定資産鑑定評価員申込書を下記宛先に郵送、または、持参して提出すること。なお、提出された応募資料は一切返却しません。

【宛先】

〒596-8510

大阪府岸和田市岸城町7番1号

岸和田市役所 固定資産税課 土地担当

連絡先:TEL 072-423-9427(直通)

2 岸和田市固定資産鑑定評価員申込書の記載

岸和田市固定資産鑑定評価員となることを希望する不動産鑑定士等は、必要事項を別添の記載例に基づき記載すること。

3 受付期間

令和7年6月16日(月)から7月15日(火)まで 午前9時から午後5時30分まで
(土・日曜日・祝日除く)

郵送での申し込みの場合、受付最終日の午後5時30分までに市役所に到着したものに限り受け付けます。

第4 固定資産鑑定評価員の選定及び指定

別紙申込書を提出した応募者の中から5名を本市が選定のうえ、指定します。ただし、応募者が5名を満たさない等の場合は、この限りではありません。

第5 固定資産鑑定評価員が鑑定評価を行う地点

標準宅地の中から、本市が各固定資産鑑定評価員に指定します。

第6 鑑定評価に関する契約

鑑定評価に関する契約については、公益社団法人大阪府不動産鑑定士協会(以下、「協会」という。)との間で締結します。

第7 固定資産鑑定評価員の職務に係る報酬について

選定した固定資産鑑定評価員より、標準宅地1地点あたりの鑑定評価料の見積りを徴集し、その最低価格を標準宅地1地点あたりの鑑定評価料とします。ただし、標準宅地の鑑定評価に係る本市の予算額を超えることはできません。

なお、鑑定評価料には固定資産鑑定評価員会議等への出席、鑑定評価に付随する業務に要する経費も含むものとします。

第8 報酬の支払

報酬は本市が一括して協会に支払い、協会が各固定資産鑑定評価員に支払うこととします。

第9 鑑定評価書等の提出期限

- 1 令和8年3月末とします。
- 2 事前の「メモ価格」等は、別途定める所定の期日までに提出するものとします。

第10 留意事項

- 1 他の市町村と重複された場合はお断りすることがあります。
- 2 申込書の記載事項に誤り又は偽りがあった場合、又は心身の故障のため職務を遂行できないと認められる場合、又は固定資産鑑定評価員として適さない行為があると認められる場合は、固定資産鑑定評価員の選定及び指定を取り消すことがあります。
- 3 受け付けた申込書はお返ししません。
- 4 鑑定評価員の選定は、令和7年7月開催予定の大阪府市町村固定資産税担当課長会議で示される「令和9年度固定資産(土地)評価替えに係る鑑定評価体制についての留意事項」を参考にして行います。

第11 問合先

岸和田市役所 固定資産税課 土地担当
〒596-8510
大阪府岸和田市岸城町7番1号
電話 072-423-2121(代表)
072-423-9427(直通)